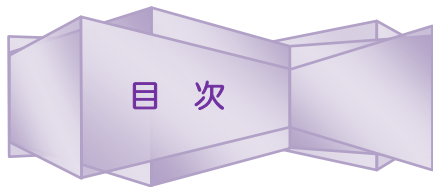


南海トラフ地震対策地域啓開計画
策定ガイドライン（案）
－平成 26 年度改訂版－

平成 27 年 3 月
四国南海トラフ地震対策戦略会議



1.	はじめに.....	1
1.1.	目的.....	1
1.2.	対象災害.....	1
1.3.	対象機関.....	1
1.4.	対象フェーズ.....	2
1.5.	本ガイドライン（案）の利用方法.....	2
2.	被害想定、被害様相.....	3
3.	対策行動計画.....	6
3.1.	フェーズ1：発災～津波警報発表中.....	7
3.1.1.	初動体制の確立.....	7
3.1.2.	複数手段による情報の把握・共有.....	8
3.1.3.	リエゾンの派遣要請.....	11
3.1.4.	災害対策用機械等の要請.....	12
3.1.5.	ヘリコプターによる応援の要請.....	13
3.1.6.	建設業者等への協力要請.....	13
3.2.	フェーズ2：津波警報解除後～発災後72時間.....	14
3.2.1.	道路啓開ルート確保（陸路からの受援等）.....	14
3.2.2.	航路啓開ルート確保（航路からの受援等）.....	21
3.2.3.	ヘリコプターによる救出・救護の要請.....	24
3.2.4.	二次避難所への誘導.....	24
3.3.	フェーズ3：発災後72時間～1週間.....	25
3.3.1.	総力をあげた輸送ネットワークの確保（陸海空の啓開）.....	25
3.3.2.	応急復旧資機材等の確保・調達.....	25
3.3.3.	被災者支援物資等の確保・調達.....	26
3.3.4.	橋梁等の道路施設の応急復旧.....	27
3.3.5.	堤防仮締め切り及び排水活動.....	28
3.4.	フェーズ4：発災後1週間～2週間.....	29
3.4.1.	がれき等の一時仮置.....	29
3.4.2.	堤防等の応急復旧.....	30
3.4.3.	ライフラインの応急復旧.....	30
4.	参考資料.....	31
4.1.	参考情報を入手可能なホームページ等.....	31
4.1.1.	南海トラフ巨大地震による被害想定、被害様相.....	31
4.1.2.	災害履歴.....	35
4.1.3.	連絡体制表.....	35
4.1.4.	協力要請可能な建設業者等.....	35
4.1.5.	防災拠点の利用予定.....	35
4.2.	地域啓開計画マップ（案）の作成方法.....	36

1. はじめに

1.1. 目的

南海トラフ地震対策地域啓開計画策定ガイドライン(案)(以下、本ガイドライン(案))は、四国内の各市町村において、南海トラフ巨大地震を想定した発災後約2週間程度の初動対応計画(地域啓開計画(案))を策定する際に最低限決めておくべき事項をとりまとめたものである。

本ガイドライン(案)は、各市町村が被災することを前提としつつ、その中でも早期に救援・救護・救出活動を行うため、まず、事前に整理、検討しておくべきことを整理した上で、地域啓開計画(案)をとりまとめられるように構成している。

1.2. 対象災害

本ガイドライン(案)における対象災害は、四国内で最大震度7が想定される「南海トラフの巨大地震」とする。

1.3. 対象機関

本ガイドライン(案)が対象とする機関は、以下に示す各機関(以下、関係機関)とする。

- 市町村
- 県
- 国土交通省四国地方整備局
- 陸上自衛隊
- 海上自衛隊
- 四国管区警察局
- 県警
- 消防
- 海上保安本部
- NTT西日本(株)
- (株)NTTドコモ四国支社
- 四国電力(株)

課題

医療機関の参加

- 上記以外に、医療・救護関係機関の参加についても調整しておく必要がある。

1.4. 対象フェーズ

本ガイドライン（案）では、対象とする発災後約2週間の対策行動の変化、進展に合わせて、下記に示す4つのフェーズ（段階）に分けて、地域啓開計画（案）に記載しておくべき事項を示している。また、各項目毎に留意事項として参考記載している。

- フェーズ1：発災～津波警報発表中
- フェーズ2：津波警報解除後～発災後72時間
- フェーズ3：発災後72時間～1週間
- フェーズ4：発災後1週間～2週間

1.5. 本ガイドライン（案）の利用方法

地域啓開計画（案）のとりまとめに際しては、本ガイドライン（案）を図1-1の手順で活用する。本文中には、利用者が記載可能なテンプレートを各項目に用意し、空欄に各地区の情報を記載することで簡単に地域啓開計画（案）をとりまとめられるよう構成している。

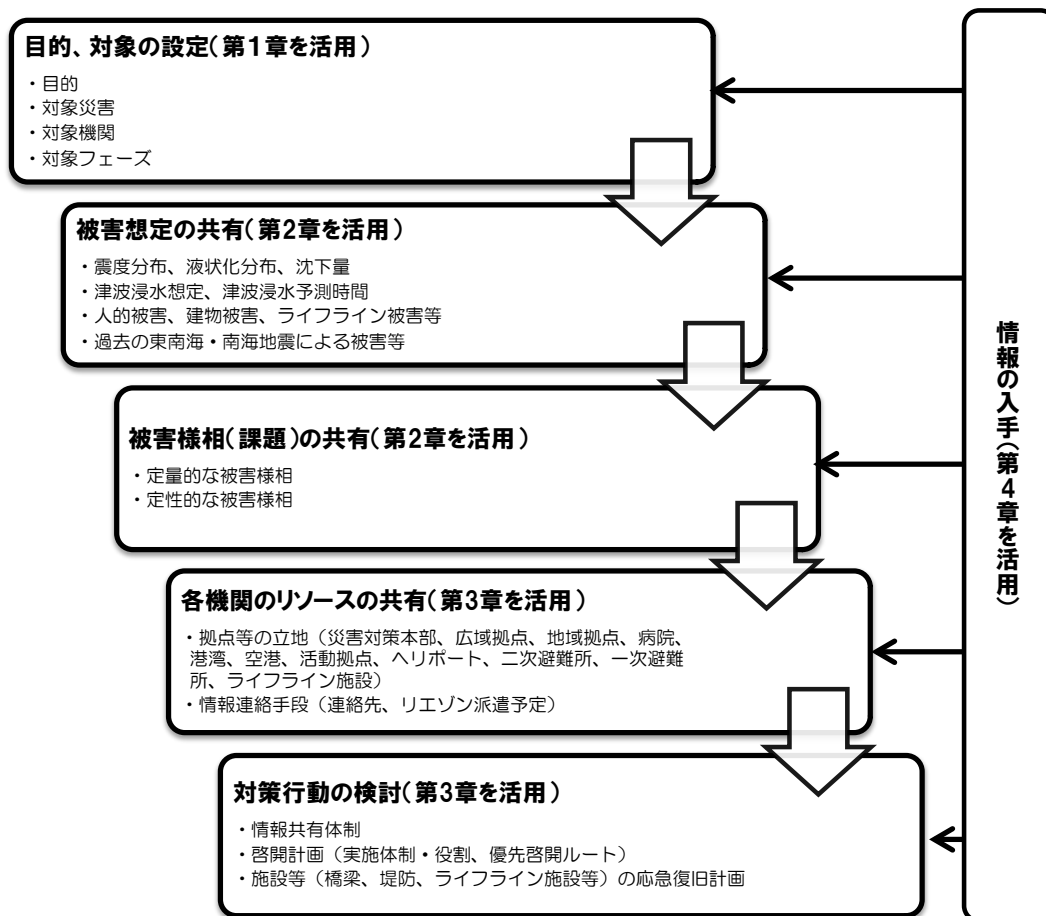


図 1-1 ガイドラインを利用した地域啓開計画（案）の策定フロー

2. 被害想定、被害様相

《留意事項》

本章には、関係機関の共有及び応急復旧活動の検討、地域啓開計画（案）の策定に活用するため、南海トラフ巨大地震発災時の四国の被害想定、被害様相をとりまとめる。

（1）被害想定の整理

関係機関は、本ガイドライン（案）の策定時点において、各市町村に最も大きい被害をもたらす被害想定を、以下の被害想定などから採用し、整理する。

- 内閣府、「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）～施設等の被害【被害の様相】～」,2013.3.18
- 徳島県、「徳島県津波浸水想定公表について」,2012.10.31
- 徳島県、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）の公表について」,2013.7.31
- 徳島県、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）の公表について」,2013.11.25
- 香川県、「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」,2013.3.31
- 香川県、「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」,2013.8.28
- 愛媛県、「愛媛県地震被害想定調査結果（第一次報告）」,2013.06.10
- 愛媛県、「愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）」,2013.12.26
- 高知県、「【高知県版第1弾】南海トラフの巨大地震による津波浸水予測について」,2012.5.10
- 高知県、「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測について」,2012.12.10
- 高知県、「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について」,2013.5.15

とりまとめるべき被害想定項目を列記する。地域啓開計画（案）においては、各項目について、図、表、数値などで表現するものとする。

- 震度分布
- 津波浸水想定
- 津波浸水予測時間
- 液状化分布
- 沈下量
- 人的被害、建物被害、ライフライン被害
- 過去の東南海・南海地震による被害 等

（2）フェーズ別の被害様相の整理

関係機関は、フェーズ別の被害様相、初動の目標及び連携が求められる対策行動を整理する。整理様式の例を表 2-1 に示す。また、安芸市の場合の記載例を表 2-2 に示す。

表 2-1 各フェーズの被害様相、初動の目標、及び連携が求められる対策行動

フェーズ	目標	連携が求められる対策行動	連携する機関名										対策行動の実施時期（発災からの経過時間）				定性的な被害様相1)	定量的な被害様相							
			〇〇市	〇〇県	四国地方整備局	自衛隊			警察	消防	海上保安庁	事業者	ライフライン事業者	建設業者	フェーズ1	フェーズ2			フェーズ3	フェーズ4					
						陸	海	空							地震発生	津波警報解除			3日	1週間	2週間				
1																		モノ ・ 拠点施設 : すぐに使用可能な施設はない ・ 災害廃棄物 : 膨大な量の災害廃棄物が発生 (自動車、樹木・材木、土砂堆積物、津波堆積物等) ・ 医療 : 医療需要の増加	人 ・ 警報、注意報 : 津波注意報への切下げまでは約40時間 (東日本大震災) ・ 行政の対応 : 防災行政機関の職員も避難	情報 ・ 通信	・ 津波・ ・ 家屋の倒壊 ・ 上水道 ・ 下水道 ・ 電力 ・ LPガス ・ 道路 (揺れ) ・ 道路 (津波) ・ 鉄道 (揺れ) ・ 鉄道 (津波) ・ 港湾 (被害ハース)				
																						モノ ・ 道路 : 津波浸水、斜面崩壊による不通区間あり。浸水エリアに進入する仮復旧ルートの7割を確保 ・ 港湾 : 復旧要員の不足、洋上の漂流物により、航行不可 ・ 港湾付近 : 所有者の不明な船舶が打ち上げられ、解体・廃棄まで時間を要する ・ 公共交通 : 不通、貨物輸送による物流がストップ ・ 要搜索者 : 津波被害に伴う要搜索者の発生 ・ 避難所 : 食料、水等の救援物資の不足 ・ 行政の対応 : 庁舎等の被災により、業務に支障 ・ 資機材・燃料 : 応急対策活動に必要な物資の不足	人 ・ 死者 ・ 負傷者 ・ 自力脱出困難者 ・ 要救助者 ・ 要搜索者 ・ 帰宅困難者 ・ エレベータ閉じ込め	情報 ・ 通信	・ 上水道 ・ 下水道 ・ 電力 ・ 物資不足 (食料) ・ 物資不足 (水) ・ 物資不足 (毛布) ・ 避難者 ・ 災害時要援護者 ・ 孤立集落 ・ 孤立世帯 ・ 通信
2																		モノ ・ 道路 : 一部で不通区間は残るが、浸水エリアに進入する仮復旧ルートが概成する ・ 港湾 : 航路再開、港湾施設の復旧 荷役作業の体制の確保等を順次実施 入港可能な港湾から緊急輸送を実施	人 ・ 避難所 : 避難所間の格差発生 指定避難所以外の避難所が多数発生	情報	・ 上水道 ・ 下水道 ・ 災害廃棄物 ・ 津波堆積物				
																						モノ ・ 道路 : 一部で不通区間は残るが、浸水エリアに進入する仮復旧ルートが概成する ・ 港湾 : 航路再開、港湾施設の復旧 荷役作業の体制の確保等を順次実施 入港可能な港湾から緊急輸送を実施	人 ・ 避難所 : 避難所間の格差発生 指定避難所以外の避難所が多数発生	情報	・ 上水道 ・ 下水道 ・ 災害廃棄物 ・ 津波堆積物
3																		モノ ・ 道路 : 一部で不通区間は残るが、浸水エリアに進入する仮復旧ルートが概成する ・ 港湾 : 航路再開、港湾施設の復旧 荷役作業の体制の確保等を順次実施 入港可能な港湾から緊急輸送を実施	人 ・ 避難所 : 避難所間の格差発生 指定避難所以外の避難所が多数発生	情報	・ 上水道 ・ 下水道 ・ 災害廃棄物 ・ 津波堆積物				
																						モノ ・ 道路 : 一部で不通区間は残るが、浸水エリアに進入する仮復旧ルートが概成する ・ 港湾 : 航路再開、港湾施設の復旧 荷役作業の体制の確保等を順次実施 入港可能な港湾から緊急輸送を実施	人 ・ 避難所 : 避難所間の格差発生 指定避難所以外の避難所が多数発生	情報	・ 上水道 ・ 下水道 ・ 災害廃棄物 ・ 津波堆積物
4																		モノ ・ 道路 : 一部で不通区間は残るが、浸水エリアに進入する仮復旧ルートが概成する ・ 港湾 : 航路再開、港湾施設の復旧 荷役作業の体制の確保等を順次実施 入港可能な港湾から緊急輸送を実施	人 ・ 避難所 : 避難所間の格差発生 指定避難所以外の避難所が多数発生	情報	・ 上水道 ・ 下水道 ・ 災害廃棄物 ・ 津波堆積物				
																						モノ ・ 道路 : 一部で不通区間は残るが、浸水エリアに進入する仮復旧ルートが概成する ・ 港湾 : 航路再開、港湾施設の復旧 荷役作業の体制の確保等を順次実施 入港可能な港湾から緊急輸送を実施	人 ・ 避難所 : 避難所間の格差発生 指定避難所以外の避難所が多数発生	情報	・ 上水道 ・ 下水道 ・ 災害廃棄物 ・ 津波堆積物

※ 開始時間 : 浸水域を実線、浸水域以外を破線で示している。
行動の継続 : 二重矢印で表現している。

1) 中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ、
南海トラフ巨大地震の被害想定について (第二次報告) ~ 施設等の被害 ~ 【被害の様相】、2013年3月18日

表 2-2 各フェーズの被害様相、初動の目標、及び連携が求められる対策行動（安芸市の記入例）

フェーズ	目標	連携が求められる対策行動	連携する機関名								対策行動の実施時期（発災からの経過時間）				定性的な被害様相1)	定量的な被害様相2)				
			安芸市	高知県	四国地方整備局	自衛隊			警察	消防	海上保安庁	事業者	ライフライン事業者	建設業者			フェーズ			
						陸	海	空									フェーズ1 地震発生	フェーズ2 津波警報解除	フェーズ3 3日	フェーズ4 1週間
1	被害情報を把握・共有	①初動体制の確立（災害対策本部設置、参集/避難等）	○	○	○	○														
		②複数手段による情報の把握・共有	○	○	○	○														
		③ヘリテレ映像、CCTV映像情報等による被災状況の確認		○	○	○														
	啓開、救出・救護体制を構築	④リエゾン、災害対策用機材等（派遣、貸与）	○	○	○	○														
	⑤陸上自衛隊派遣要請（派遣）	○	○	○																
	⑥ヘリコプターによる麻痺要請（救出・救護）	○	○	○																
	⑦建設業者等への協力要請	○	○	○																
2	優先啓開ルートを確保	⑧先遣隊等による被災状況の全貌把握	○	○	○	○														
		⑨緊急交通路指定、交通規制			○															
		⑩通行規制	○	○	○															
	防災拠点を効率的に活用	⑪優先啓開ルートの確保（陸路、航路からの支援受援等）	○	○	○	○														
⑫救出、救護、捜索活動		○	○	○	○															
	⑬避難者情報の把握	○	○	○	○															
	⑭防災拠点の確保・運用	○	○	○	○															
3	陸海空の啓開によりネットワークを確保	⑮能力をあげた輸送ネットワークの確保（陸海空の啓開）	○	○	○	○														
		⑯緊急交通路指定、交通規制			○															
		⑰救出、救護、捜索活動	○	○	○	○														
	必要な要員、資機材、物資等を確保	⑱2次避難所への避難者の誘導	○																	
⑲応急復旧資機材等の確保・調達		○	○	○	○															
⑳被災者支援物資等の確保・調達		○	○	○	○															
橋梁等の道路施設の応急復旧、排水活動を実施	㉑橋梁等の応急復旧	○	○	○	○															
	㉒堤防板締め切り及び排水活動	○	○	○	○															
4	がれきの一時保管を実施	㉓がれき仮置き場の確保	○	○	○	○														
		㉔堤防等の河川施設の応急復旧	○	○	○	○														
	被災したその他施設の応急復旧を実施	㉕港湾・漁港の応急復旧	○	○	○	○														
		㉖下水道施設等の復旧等	○																	
	㉗ライフラインの応急復旧																			

※ 開始時間：浸水域を実線、浸水域以外を破線で示している。
行動の継続：二重矢印で表現している。

- 1) 中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ、南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）～施設等の被害～【被害の様相】、2013年3月18日
- 2) 高知県、【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定2013年5月15日 陸側 津波ケース④ 冬 深夜

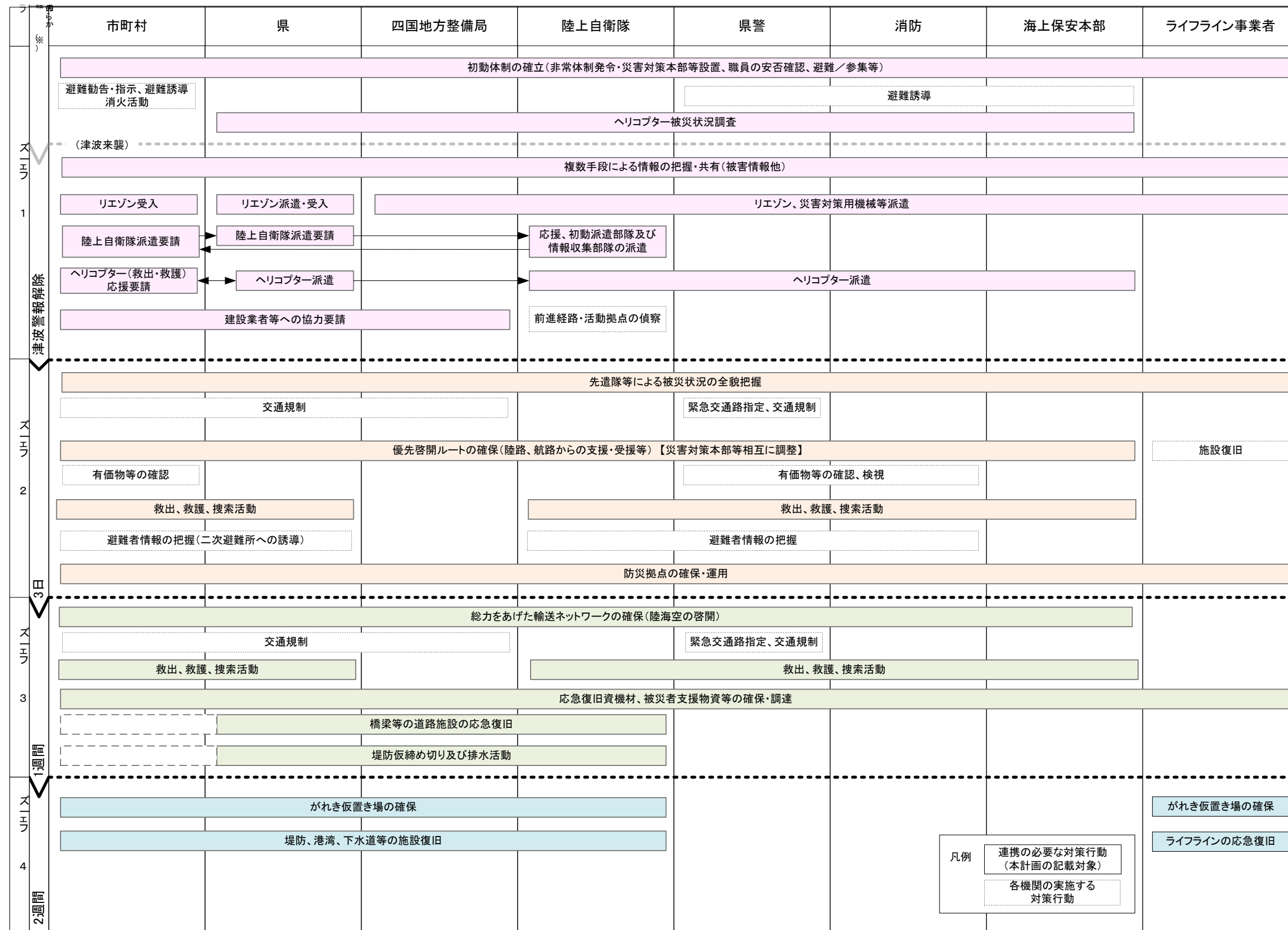
第二章

参照

フェーズ（段階）の定義はP2 1.4 対象フェーズを参照

3. 対策行動計画

発災時において、各フェーズの被害様想に応じた機関別の対策行動のフローを図 3-1 に整理した。



※各対策行動の開始時間の目安として発災からの経過時間を示しているが、各行動はその後のフェーズにおいても継続して実施されるものとする。

図 3-1 機関別 対策行動のフロー

3.1. フェーズ1：発災～津波警報発表中

目 標：	被害情報の把握・共有 啓開、救出・救護体制の構築
実施計画：	1. 初動体制の確立 2. 複数手段による情報の把握・共有 3. リエゾンの派遣要請 4. 災害対策用機械等の要請 5. ヘリコプターによる応援の要請 6. 建設業者等への協力要請

3.1.1. 初動体制の確立

各機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合に、〇〇市の災害対応にあたるための災害対策本部又は支部等をそれぞれ設置する。災害対策本部等の設置場所は以下のとおりである。

《留意事項》

災害対策本部設置場所

各機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合に、対象地域の災害対応にあたるための災害対策本部又は支部等の設置場所を共有する。

複数の本部又は支部で対応にあたる場合は、すべて共有する。また、庁舎が被災や浸水等の可能性があるかどうかや、被災可能性がある場合の代替拠点もあわせて共有する。

表 3-1 災害対策本部等設置場所

機関名	災害対策本部等設置場所		代替拠点
	名称	被災可能性	
例) 〇〇市	〇〇市防災センター	無	〇〇中学校

参照

災害対策本部等設置場所は「南海トラフ地震対策地域啓開計画マップ（案）」（〇〇市）を参照

3.1.2. 複数手段による情報の把握・共有

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局、陸上自衛隊、海上自衛隊、〇〇県警、海上保安本部、NEXCO 西日本、本州四国連絡高速道路は、発災後直ちに、パトロール、ヘリテレ・CCTV 映像及び等により被害状況を収集し、関係機関で情報共有する。情報共有は、通信可能な情報連絡手段（連絡体制）やリエゾンにより行う。

《留意事項》

関係機関の情報共有項目・フロー

市町村及び関係機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合に、情報共有すべき項目及び情報共有フローを事前に検討・調整する。

情報共有すべき項目の例を表 3-2 に、情報共有フローの例を図 3-2 に示す。

ヘリテレ・CCTV 映像等の提供先の確認

ヘリテレ映像や CCTV 映像の提供可能先や提供方法について、今後関係機関同士で調整しておく。

表 3-2 情報共有項目の例

情報項目名	
<input type="checkbox"/>	気象情報（地震・津波など）
<input type="checkbox"/>	災害対策本部等の設置状況
<input type="checkbox"/>	被害情報
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 庁舎の被害情報
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 公共施設（道路、河川、港湾、空港など）の被害情報
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 海上沿岸部の被害情報
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 公共交通機関の被害情報
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 市町村全域の被害情報 （一般被害情報、避難者情報、行方不明者情報など）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ライフラインの被害情報
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 死傷者、家屋等の被害情報
<input type="checkbox"/>	交通規制情報
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 道路の通行規制情報（迂回路の有無など）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 公共交通機関の運行情報
<input type="checkbox"/>	各機関の活動状況
<input type="checkbox"/>	施設等の復旧情報
<input type="checkbox"/>	救助・救出活動情報等

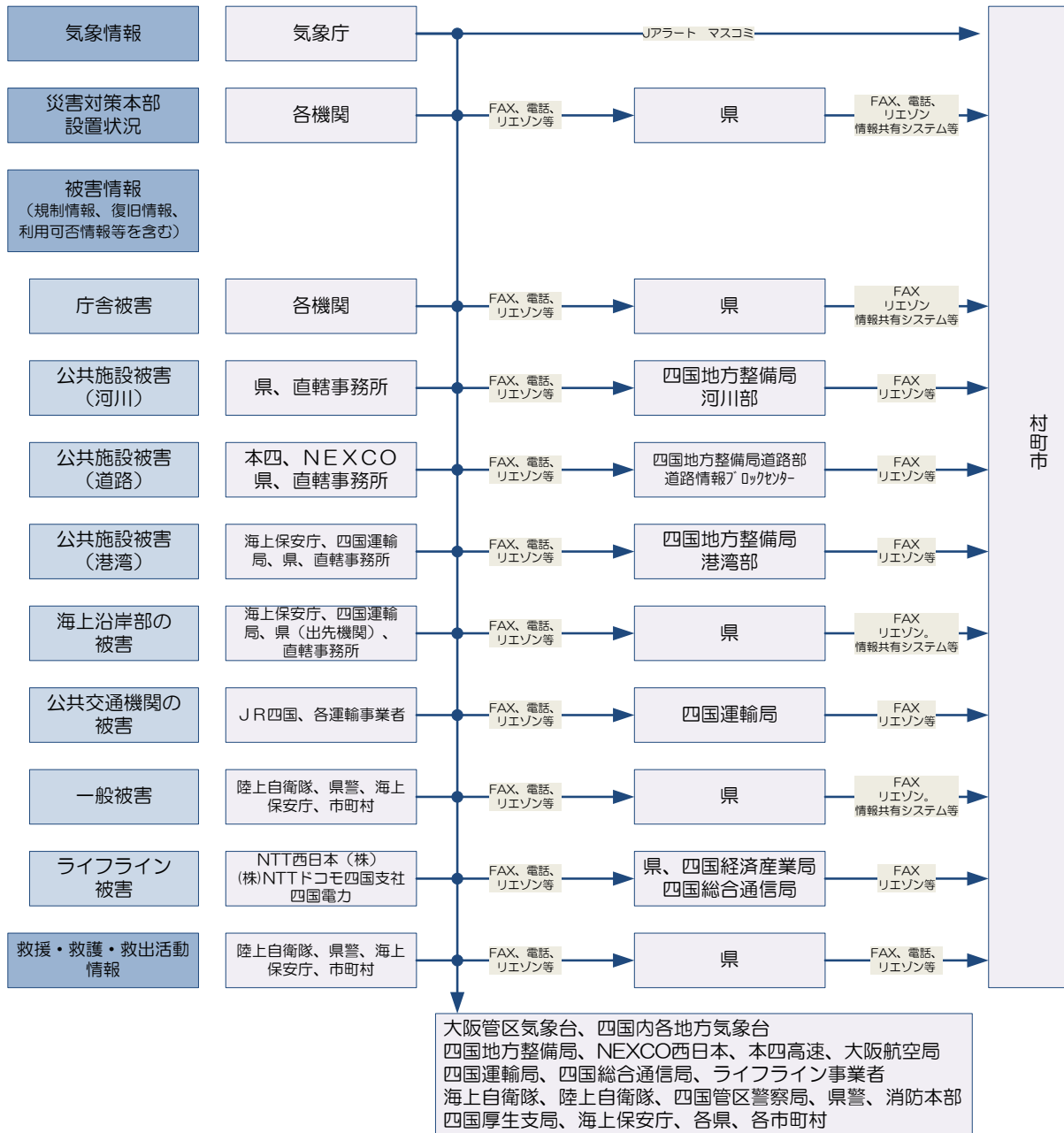


図 3-2 関係機関の情報共有フローの例

各機関は、表 3-3 に示す〇〇市の連絡体制表や「四国南海トラフ地震対策戦略会議メンバー表」を参照し、連絡可能な手段により情報を共有する。

＜留意事項＞連絡体制表

市町村は、発災後に各機関からの連絡を受け取るための連絡可能な手段及び連絡先を整理し、各機関に情報提供しておく。

問い合わせ対応事項別の所掌部署を整理しておくとともに、通信手段の途絶に備え複数の連絡先を整理しておく。

想定される主な問い合わせ対応事項は以下のとおりである。

- ・ 住民の避難状況
- ・ 道路被害、道路啓開状況
- ・ 活動拠点施設の利用調整
- ・ ヘリポートの利用調整
- ・ 支援物資の受け入れ調整
- ・ がれきの一時保管調整

表 3-3 〇〇市 連絡体制表

部課名	例) 〇〇市〇〇課	
問い合わせ対応事項	住民の避難状況の確認	
電話（通常時）	XXXX-XX-XXXX	
災害優先対応（○/×）	○	
電話（緊急時）	XXXX-XX-XXXX	
災害優先対応（○/×）	○	
FAX	XXXX-XX-XXXX	
災害優先対応（○/×）	○	
E-mail	xxx@xxx.xxxx.xxxx.jp	
衛星携帯電話	無	
災害優先対応（○/×）	×	
防災行政無線	移動系有	

参照

各機関の連絡先は「四国南海トラフ地震対策戦略会議 メンバー表」を参照

課題

連絡先、手段の確認

- 各機関は、発災後に連絡調整を行えるよう、メンバー表、情報共有カルテを用いて、事前に窓口を共有しておく。また、平時より訓練などを通じて顔の見える関係を築いておく。
- ○○市、その他の機関においては、システムを用いた情報共有を行えるように、四国地方整備局自治体相互接続ネットワークに接続しておく必要がある。

3.1.3. リエゾンの派遣要請

○○市は、地震が発生し、一旦避難した段階で、甚大な被害の発生が想定される場合には、各機関（整備局、県、自衛隊、県警）へ、リエゾン派遣要請を行う。

各機関は、○○市が住民の避難誘導等に忙殺され、リエゾン派遣要請ができない場合も想定されるため、自らの判断でリエゾンを派遣する。各機関のリエゾンは、原則として自己完結型（資機材、燃料、生活必需品等を持参）の派遣とする。

○○市は、各機関のリエゾンが派遣された場合、リエゾンの受入れ体制を整える。（作業スペース、FAX、コピー機の使用等を可能な範囲で行う。）

(1) リエゾン派遣予定機関

リエゾン派遣予定機関と派遣予定リエゾンの所属を表 3-4 に示す。

《留意事項》

リエゾンの派遣予定

各機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合に、対象地域において情報連絡のために活動するリエゾンの派遣予定を整理し、共有する。

リエゾンの派遣予定の整理に際しては、派遣予定リエゾンの所属部署を派遣優先順位とともに整理する。

表 3-4 ○○市・○○県へのリエゾン派遣予定機関と派遣予定リエゾンの所属

派遣先	機関名	派遣予定リエゾンの所属		
		第一優先	第二優先	第三優先
○○市	例) ○○県	○○県○○地方局	—	—

(2) リエゾンの作業内容

各機関から派遣されたリエゾンは、以下に示す作業を実施する。

① 情報の収集 ✧ 派遣先における災害情報、一般被害情報、応急対策活動情報等の収集、現地の状況（交通規制等）、現地気象情報など可能な限り把握できる情報の収集。
② ニーズの把握 ✧ 派遣先が不足しているもの・必要としているものの把握。 ✧ 支援要請等の有無の把握。
③ 災害等情報の情報提供 ✧ 災害等情報の提供。 ✧ 所管施設等の災害等情報の提供。
④ 支援メニュー・資機材の情報等に関する情報提供 ✧ 支援可能な支援メニューに関する情報提供。 ✧ 提供できる資機材（建設機械・災害対策車・資材関係）に関する情報提供。
⑤ 災害等情報・支援要請等に関する窓口 ✧ ①から④の活動を通じ、派遣先地方公共団体等と情報のやりとり、連絡調整等が円滑に実施出来る窓口として機能させる。
⑥ その他災害情報・災害等対応・支援活動等に関して必要となる事項

3.1.4. 災害対策用機械等の要請

〇〇市は、各機関に対し、通信機器、災害対策用機械等の派遣要請を行うことができる。表 3-5 に要請可能な災害対策用機械の一覧を示す。

《留意事項》

市町村が要請可能な災害対策用機械等

各機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合に、対象地域に派遣、貸出が可能な災害対策用機械等を整理し、共有する。

派遣、貸出が可能な災害対策用機械等の整理に際しては、災害対策用機械等の種別とともに、派遣、貸出可能な数量等を整理する。

表 3-5 要請可能な災害対策用機械等の一覧

機関名	種別	数量	備考（条件等）
例）（株）〇〇	携帯電話	衛星携帯電話：〇台 優先携帯電話：〇台	台数は〇〇県全体

（注）状況によっては、派遣できない場合もあります。

3.1.5. ヘリコプターによる応援の要請

〇〇市は、〇〇県、陸上自衛隊、海上自衛隊、〇〇県警、消防、海上保安本部等に対し、直接又は〇〇県を通じ、救出・救助のためのヘリコプターを活用した応援要請を行うことができる。

〇〇市内で活用可能なヘリポートを表 3-6 に示す。浸水が想定されるヘリポートについては、ヘリポート及びアクセス道路の啓開が行われ次第、使用が可能となる。

《留意事項》

ヘリポート、場外離着陸場

市町村は、対象地域内のヘリポートや場外離着陸場を整理し、各機関に情報提供しておく。ヘリポートや場外離着陸場の整理に際しては、発災後の利用調整に備え、名称、住所、管理者、連絡先電話番号、被災（浸水）可能性の有無を併せて整理しておく。

市町村と自衛隊間での事前協定の締結

自衛隊からの情報提供等の支援を確実に受けられるよう、市町村と自衛隊で事前に協定等を締結しておく。

表 3-6 〇〇市内のヘリポート

名称	住所	管理者	連絡先（TEL）	被災可能性
例）〇〇中学校校庭	〇〇1-1	〇〇市長	XXXX-XX-XXXX	有

3.1.6. 建設業者等への協力要請

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局は、すぐに啓開活動を開始できるよう、津波警報発表中に協定を締結している建設業者等に連絡し、啓開・復旧活動への協力を依頼する。

参照

建設業者の連絡先は、「応急復旧資機材 DB」を参照

課題

通信手段の途絶に備えた調整

- 〇〇市、〇〇県、四国地方整備局は、建設業者の被災、通信手段の途絶等により、連絡がとれない事態も想定されることから、事前に建設業者と集合場所を調整しておく必要がある。
- 建設業者ごとの担当啓開区間及び区間別参集場所についても、事前に調整しておく必要がある。

3.2. フェーズ2：津波警報解除後～発災後72時間

目 標:	道路啓開ルートの確保 防災拠点の効率的活用
実施計画:	1.道路啓開ルートの確保(陸路からの受援等) 2.航路啓開ルートの確保(航路からの受援等) 3.ヘリコプターによる救出・救護の要請 4.二次避難所への誘導

3.2.1. 道路啓開ルートの確保（陸路からの受援等）

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局、建設業者等は、各機関協力のもと、救出・救助活動、及び国、県等からの支援（物資・資機材等）を受けるために、(1) から (6) に示す計画のもと、優先的な啓開ルートを確保する。

《今後協議・調整すべき事項》

各管理者の道路啓開計画との調整

平成26年3月に愛媛県が「愛媛県道路啓開計画」を公表、平成27年2月に高知県が「高知県道路啓開計画（暫定版）」を公表し、四国全域での啓開計画について協議する「四国道路啓開等協議会」が設立されている。

今後、上記の計画検討結果を踏まえて、地域内との整合、連携体制について協議していく。

愛媛県道路啓開計画

<https://www.pref.ehime.jp/h40900/ehimedourokeikai.html>

高知県道路啓開計画（暫定版）

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170701/2015022700218.html>

四国道路啓開等協議会

<http://www.skr.mlit.go.jp/pres/h26backnum/douro/150205/150205-1.pdf>

(1) 啓開活動に関する情報共有

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局、陸上自衛隊、〇〇県警、消防、建設業者等は、各機関の災害対策本部相互に被害状況、道路啓開方針、作業の進捗等の情報を共有する。

(2) 道路啓開資機材集結拠点の設置

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局、建設業者等は、〇〇市における啓開活動のための建設機械（バックホウやトラックなど）や建設資材（土砂や綱矢板など）を下記に示す拠点に集結させる。

《留意事項》**道路啓開資機材集結拠点**

各機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合に、対象地域において道路啓開を行う際の資機材集結拠点を整理し、共有する。

資機材集結拠点は、建設機械（バックホウやトラックなど）や建設資材（土砂や綱矢板など）を集結させる拠点であり、余震による土砂災害、津波被害の危険が少なく、浸水域へのアクセス路が確保され、かつ、ある程度の面積を確保可能な場所が望ましい。

資機材集結拠点の整理に際しては、災害対策用機械等の名称とともに、派遣、貸出可能な数量等を整理する。

表 3-7 道路啓開資機材集結拠点

名称	住所	管理者	連絡先（TEL）
例）〇〇公園	〇〇1-1	〇〇市長	XXXX-XX-XXXX

(3) 道路啓開の実施体制

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局、警察、消防、陸上自衛隊は、相互に調整しつつ道路啓開にあたる。

また、担当機関は、建設業者等に対し、啓開に関する指示を行うとともに、建設業者等からの報告を受ける。

《留意事項》

道路啓開の実施体制・役割

市町村及び関係機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合の道路啓開の実施体制を事前に検討・調整する。

特に、道路管理上の支障となるものの除去、道路交通の支障となる者の除去、ご遺体の確認等の実施体制、手順について、確認しておく。

道路啓開の実施体制の例を図 3-3 に示す。

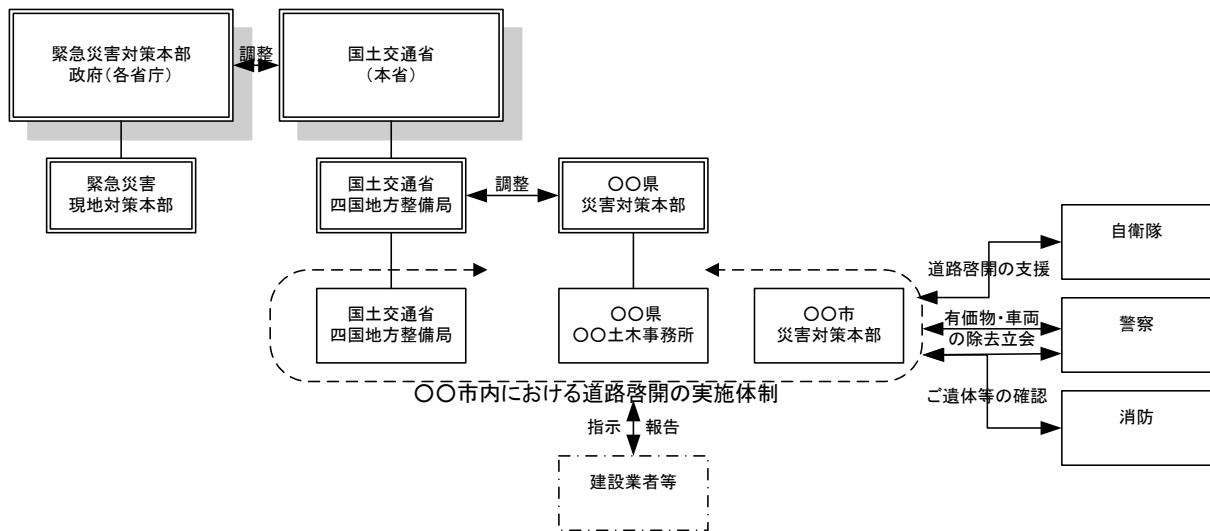


図 3-3 道路啓開の実施体制例

(4) 地区内の拠点

地区内の拠点は、以下のとおりである。各拠点については、海水の有無についても記載しておくことが望ましい。

1) 病院、救護所

《留意事項》

病院、救護所

市町村は、対象地域内の病院・救護所を整理し、各機関に情報提供しておく。

病院・救護所の整理に際しては、発災後の状況確認に備え、名称、住所、管理者、連絡先電話番号をあわせて整理しておく。

表 3-8 ○○市の病院・救護所

名称	住所	管理者	連絡先 (TEL)
例) 県立○○病院	○○1-1	○○県	XXXX-XX-XXXX

2) 活動拠点

《留意事項》

利用予定の活動拠点

各機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合に、対象地域において災害対応を行う際の活動拠点を整理し、共有する。

活動拠点は、道路啓開、救援・救助・医療活動に従事する際に、被災地直近で“待機、休憩、宿営等”のために活用する拠点であり、宿営用の建物や会議室等、及び車両の駐車場やグラウンド等が必要である。

資機材集結拠点の整理に際しては、「防災拠点 DB」を活用し、そのエクセル様式に追記、整理する。

表 3-9 ○○市の活動拠点

名称	住所	管理者	連絡先 (TEL)	利用予定機関
例) ○○運動公園	○○1-1	○○県	XXXX-XX-XXXX	警察、消防

3) 二次避難所

《留意事項》

二次避難所

市町村は、対象地域内の二次避難所を整理し、各機関に情報提供しておく。

二次避難所の整理に際しては、発災後の状況確認に備え、名称、住所、管理者、連絡先電話番号をあわせて整理しておく。

表 3-10 ○○市の二次避難所

名称	住所	管理者	連絡先（TEL）
例) ○○市運動場	○○1-1	○○市	XXXX-XX-XXXX

4) 一次避難所・津波避難ビル等

《市町村が情報提供すべき事項》

一次避難所・津波避難ビル等

市町村は、対象地域内の一次避難所、津波避難ビル等を整理し、各機関に情報提供しておく。

二次避難所の整理に際しては、発災後の状況確認に備え、名称、住所、管理者、連絡先電話番号をあわせて整理しておく。

表 3-11 一次避難所・津波避難ビル等

名称	住所	管理者	連絡先（TEL）
例) ○○小学校	○○1-1	○○市	XXXX-XX-XXXX

(5) 道路啓開ルート

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局は、事前に定める道路啓開ルートの被災状況及び啓開の進捗状況に応じて、日々の啓開手順を検討する。

道路啓開は、フェーズ2（津波警報解除後～発災後72時間）からフェーズ3（発災後72時間～1週間）にかけて継続的に実施する項目のため、本項にフェーズ3（発災後72時間～1週間）で対応する道路啓開の行動計画も記載する。以下に、優先啓開ルート選定の考え方と道路啓開の行動計画を示す。啓開の優先度については、各地区で迂回路も含めて記載している。

＜留意事項＞

優先道路啓開ルート

市町村及び関係機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合の優先道路啓開ルートを事前に検討・調整する。

検討に際しては、図3-4に示される啓開ルート選定の基本的考え方を参考とする。

優先啓開ルートの整理に際しては、路線名に加え、区間、管理者、地区内の啓開延長を整理しておく。

啓開ルート選定の基本的考え方

- 第1優先** 緊急輸送ルート等、隣接市町村へのルート
地区内の拠点(※1)へのアクセスルート
- 第2優先** 地区内の拠点(※2)へのアクセスルート
- 第3優先** 地区内の拠点(※3)へのアクセスルート

※1	災害対策本部	関係機関の災害対策本部設置箇所
	広域拠点	県内の広域ブロックの中核的な拠点
	地域拠点	広域拠点における活動を補完する拠点
	病院	地区内の救護活動の拠点施設
	港湾・漁港	防災拠点港に位置づけられた港湾・漁港
	空港	近隣の空港
※2	活動拠点	支援部隊が最前線において人・機械等の待機や宿営等を行うために使用する拠点
	ヘリポート	ヘリポート
	二次避難所	一定期間の避難生活を行うことのできる避難所
※3	一次避難所	二次避難所までの距離が遠い場合などに緊急避難する場所
	津波避難ビル	一時避難所と同様、津波が発生し、二次避難所までの距離が遠い場合などに緊急避難する高い建物
	ライフライン施設	発電所、変電所

※注意：「災害に強いまちづくり計画（案）」においては、「活動拠点」は「災害対応拠点」、
「一次避難所」は「避難場所」、「指定緊急避難場所」、「二次避難所」は「二次避難所」、
「指定避難場所」と記載されている。

図 3-4 啓開ルート選定の基本的考え方

表 3-12 優先道路啓開ルート

路線名	区間	管理者	啓開延長 (参考値)
例) 一般国道〇号	〇k〇〇~△k△△	〇〇国道事務所	〇.〇

(6) 他機関（自衛隊・警察・消防）との調整

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局は、被災地の救出・救助活動を担う、自衛隊・警察・消防と道路啓開の進捗状況を情報共有し、道路啓開を実施するルートや優先順位について、調整する。また、がれき処理やご遺体の確認においても、道路管理者、建設業者等では対応できないため、協力を仰ぐ。

《留意事項》

緊急交通路通行のための事前通行標章の届け出

各機関が啓開活動を行う上で通行する緊急通行路は原則一般車両が通行禁止であるため、工事車両等について事前に届け出を申請しておく。申請単位（個人、協会毎等）については今後調整が必要である。

ライフライン施設の啓開・除去作業について

地下の埋設物、管路やマンホール等について、道路管理者とライフライン企業間で協議しておく。

ご遺体の安置所等

ご遺体の安置所について十分スペースを確保できる施設を検討しておく。

参照

各機関の連絡先は「四国南海トラフ地震対策戦略会議 メンバー表」を参照

1) 道路管理上の支障となるものの除去

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局、陸上自衛隊は、道路啓開に支障を及ぼす所有者不明の被災した工作物又は物件の取扱いについては、有価物との認識のもと、〇〇市職員の立会を求め、可能な限り回収につとめる。

2) 道路交通の支障となるものの除去

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局は、道路交通の支障となる車両や船舶等が残存する場合には、〇〇市職員または警察官等の立会のもと、移動、除去する。移動や除去に際しては、車両のナンバーや写真の記録を残しておく。

また、移動する場合には、道路管理者、又は所管警察署で保管した旨の掲示を行う。

3) ご遺体の確認

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局は、ご遺体が発見された場合には、消防、警察の立会のもと、対応する。

3.2.2. 航路啓開ルート確保（航路からの受援等）

〇〇県、四国地方整備局は、救出・救助活動、国、県等からの支援（物資・資機材等）を受けるために、各機関協力のもと、航路からも優先的な啓開ルートを確認する。

〇〇市への航路からのアクセスについては、近隣の〇〇港（耐震強化岸壁供用中）の活用を想定する。〇〇市内の〇〇港については、〇〇（「耐震強化岸壁が整備中」など）であることより、被災状況に応じて活用を検討する。

《留意事項》

防災拠点港

市町村及び関係機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合に活用する防災拠点港を事前に検討・調整する。

検討に際しては、耐震強化岸壁の整備状況、延長、最大水深及び航路幅を整理した上で、選定の基本的な考え方として、岸壁延長 80m 以上、岸壁水深-3.0m 以上、航路幅 40m 以上、航路水深-3.0m 以上をかどうか事前に判断しておく。

表 3-13 〇〇市及び周辺の防災拠点港

名称	岸壁整備状況	岸壁延長	最大水深	航路幅
例) 〇〇港	整備中	〇m	〇.〇m	〇m

課題

大規模地震等により陸上交通が寸断

- 復旧作業に必要な資機材について、海上からの運搬について、入港可否判定検討が必要である。
- ◆ 主な運搬資機材（最低限）
 - 重機械； バックホウ（平積み 0.6m³）1 台
トラクタショベル（1.0m³ 級）1 台
ダンプトラック（11t 級）2 台
 - その他； 燃料（運搬船のサブタンクで運搬）
石材（接岸岸壁等の応急復旧材） 等
 - 上記、重機械の運搬には、非航起重機船（100 t 級）又はクレーン付台船（100 t 級）引船（鋼口 600ps）が必要として入港可否条件を設定している。

第3章

3.2

フェーズ2：津波警報解除後、発災後72時間

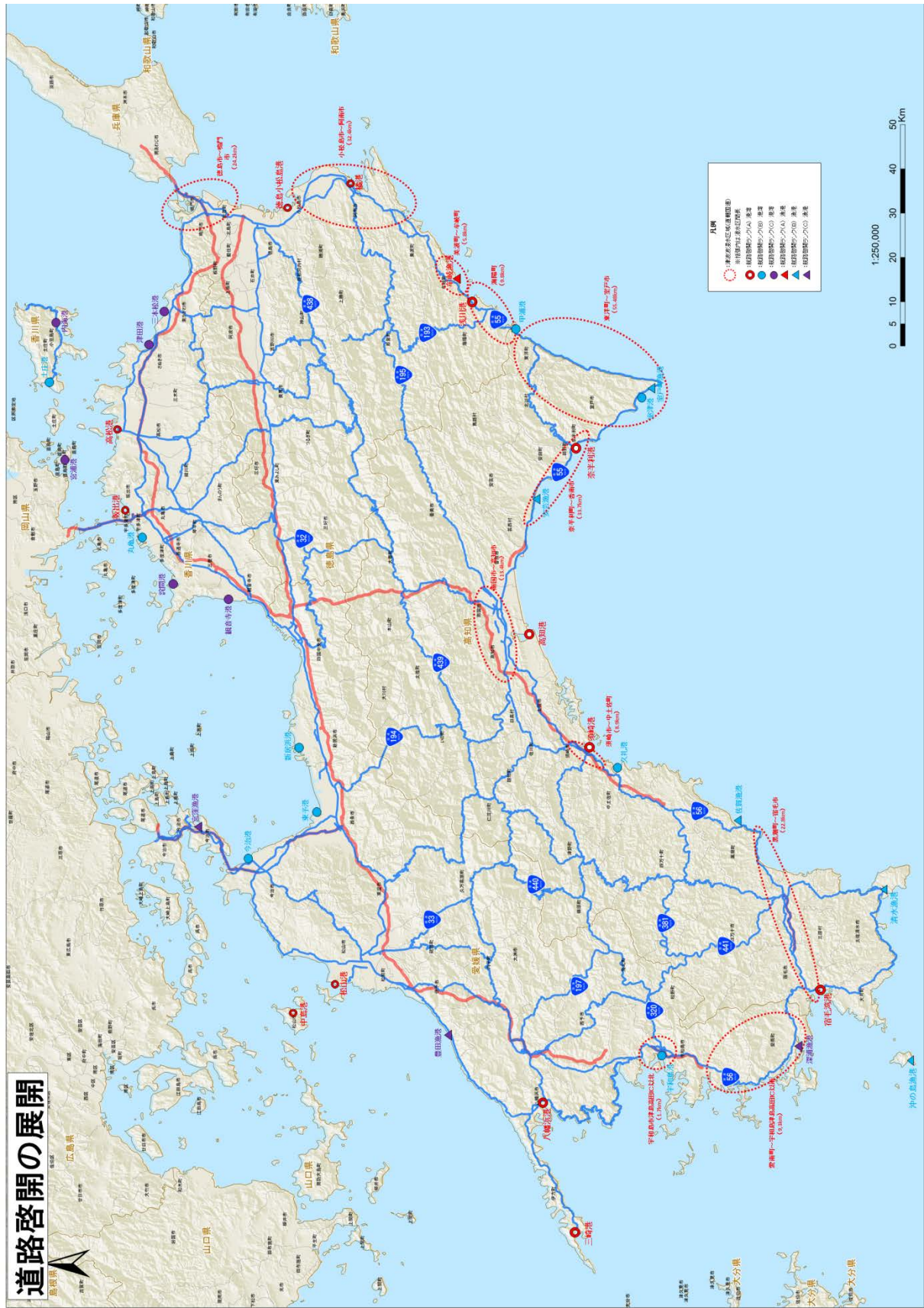


図 3-5 道路啓開の展開（平成 26 年 3 月 18 日現在見直し中）

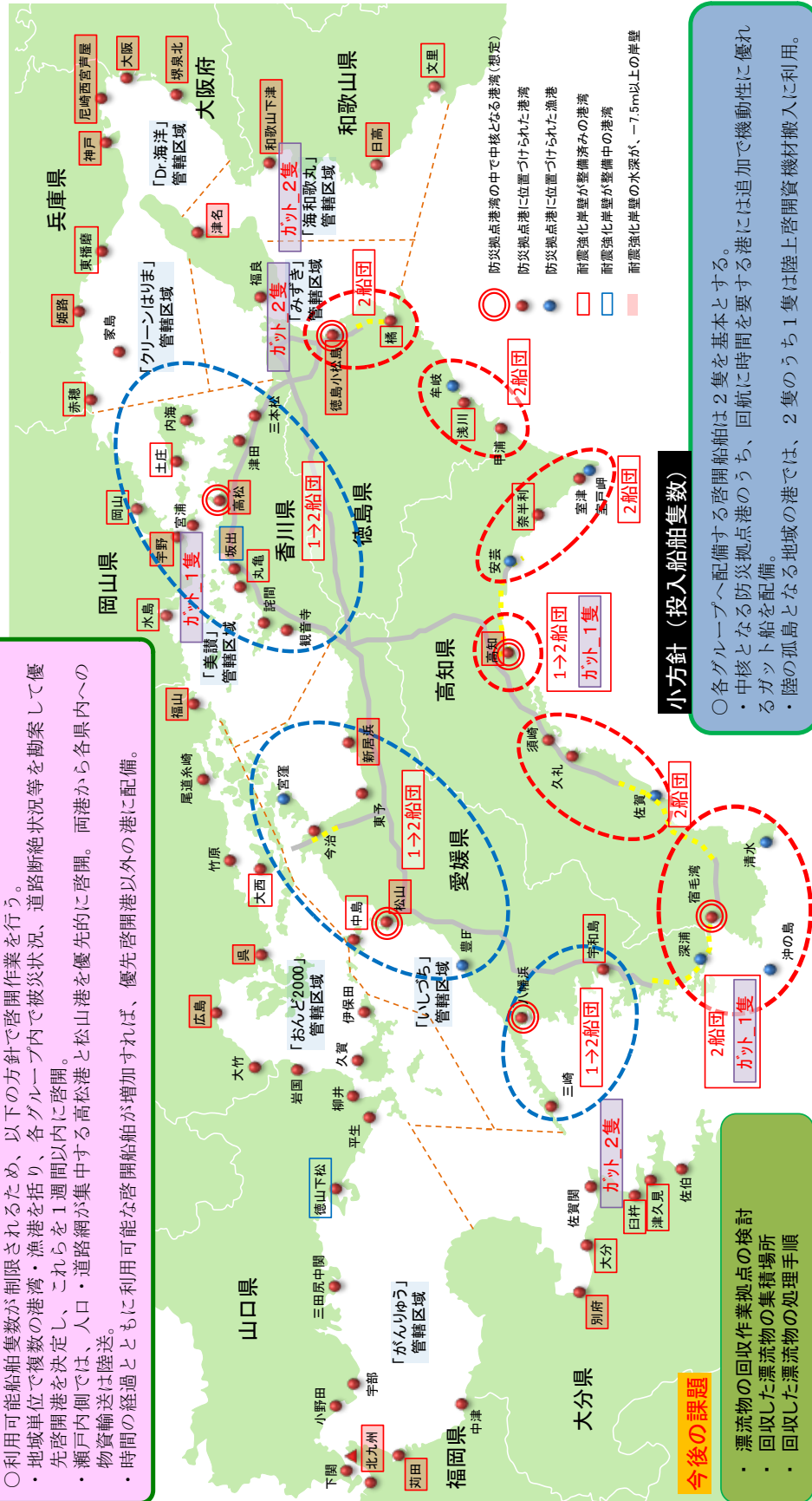
大方針（航路啓開目標）

- 緊急物資搬入のための航路啓開作業の完了目標を被災後1週間迄を目標とする。（←中央防災会議が推奨する家庭備蓄期間）
- ※但し、啓開作業を踏まえると最低被災後5日後までに啓開船舶を配備。

中方針（啓開作業の優先順位）

- 利用可能船舶隻数が制限されるため、以下の方針で啓開作業を行う。
 - ・ 地域単位で複数港を括り、各グループ内で被災状況、道路断絶状況等を勘案して優先啓開港を決定し、これらを1週間以内に啓開。
 - ・ 瀬戸内側では、人口・道路網が集中する高松港と松山港を優先的に啓開。両港から各県内への物資輸送は陸送。
 - ・ 時間の経過とともに利用可能な啓開船舶が増加すれば、優先啓開港以外の港に配備。

※ 隻数は、初動時のイメージである。



小方針（投入船舶隻数）

- 各グループへ配備する啓開船舶は2隻を基本とする。
- ・ 中核となる防災拠点港のうち、回航に時間を要する港には追加で機動性に優れたガット船を配備。
- ・ 陸の孤島となる地域の港では、2隻のうち1隻は陸上啓開資機材搬入に利用。

今後の課題

- ・ 漂流物の回収作業拠点の検討
- ・ 回収した漂流物の集積場所
- ・ 回収した漂流物の処理手順

図 3-6 航路啓開の基本方針

3.2.3. ヘリコプターによる救出・救護の要請

〇〇市は、〇〇県、陸上自衛隊、海上自衛隊、〇〇県警、消防、海上保安本部等に対し、直接又は〇〇県を通じ、救出・救助のためのヘリコプターを活用した応援要請を引き続き行う。

参照

各機関の応援要請等のための連絡先は「四国南海トラフ地震対策戦略会議 メンバー表」を参照

3.2.4. 二次避難所への誘導

〇〇市は、津波注意報への引下げ後、余震情報等に留意しながら、一次避難所や避難ビルへの避難者を、二次避難所に誘導する。

3.3. フェーズ3：発災後72時間～1週間

目 標:	陸海空の啓開によるネットワークの確保 必要な要員、資機材、物資等の確保 橋梁等の道路施設の応急復旧、排水活動
実施計画:	1.総力をあげた輸送ネットワークの確保(陸海空の啓開) 2.応急復旧資機材等の確保・調達 3.被災者支援物資等の確保・調達 4.橋梁等の道路施設の応急復旧 5.堤防仮締め切り及び排水活動

3.3.1. 総力をあげた輸送ネットワークの確保（陸海空の啓開）

各機関はフェーズ2（津波警報解除後～発災後72時間）に引き続き、各機関の協力のもと第1優先啓開ルートを確保し、総力をあげて輸送ネットワークを確保する。

3.3.2. 応急復旧資機材等の確保・調達

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局、関係機関は各機関の締結する協定等にもとづき、道路啓開及び応急復旧の実施に必要な資機材、燃料（ヘリ燃料を含む）等を確保、調達するが、発災後1～2週間程度は、四国外からの物流が見込めないことから、四国内での確保を第一に検討する。

《留意事項》

応急復旧資機材等の確保・調達に関する協定締結状況

市町村は、応急復旧資機材等の確保・調達に関する協定締結状況を整理し、各機関に情報提供しておく。

応急復旧資機材等の確保・調達に関する協定締結状況の整理に際しては、名称、協定先、内容、締結日をあわせて整理しておく。

表 3-14 応急復旧資機材等の確保・調達に関する協定締結状況

名称	協定先	内容	締結日
例) 災害時等の応急対策活動協力に関する協定	〇〇建設協会	災害時の応急復旧活動への資機材の提供	2014.〇.〇

参照

建設業者の保有する資機材は、「応急復旧資機材 DB」を参照

課題

資機材の浸水防止、燃料確保体制の検討

- 津波浸水による資機材等の損失を防ぐため、平時から資機材等を高台で保管するよう、建設業者等にはたらきかけるなどの対策を進めておく。市町村保有地の活用なども検討する必要がある。
- 燃料（へり燃料を含む）の確保、相互応援について、検討しておく必要がある。

3.3.3. 被災者支援物資等の確保・調達

〇〇市、〇〇県は、各機関の締結する協定等にもとづき、被災者の避難生活等に必要な食料、生活支援物資等を確保、調達する。

また、確保した被災者支援物資等は、〇〇球場に保管し、そこから、各二次避難所に配送する。

《留意事項》

被災者支援物資等の保管集積場所

市町村は、対象地域内の被災者支援物資等の保管集積場所を整理し、各機関に情報提供しておく。

被災者支援物資等の保管集積場所の整理に際しては、発災後の状況確認に備え、名称、住所、管理者、連絡先電話番号をあわせて整理しておく。

物資運搬の伝達系統の確立

支援物資の運搬については、陸路だけでなく、海路からの運搬も期待されており、運搬先等の調整について予め機関間で連絡窓口を共有しておく。

表 3-15 被災者支援物資等の保管集積場所

名称	住所	管理者	連絡先（TEL）
例) 〇〇球場	〇〇1-1	〇〇市	XXXX-XX-XXXX

《留意事項》

被災者支援物資等の確保・調達に関する協定締結状況

市町村は、被災者支援物資等の確保・調達に関する協定締結状況を整理し、各機関に情報提供しておく。

被災者支援物資等の確保・調達に関する協定締結状況の整理に際しては、名称、協定先、内容、締結日をあわせて整理しておく。

表 3-16 被災者支援物資等の確保・調達に関する協定締結状況

名称	協定先	内容	締結日
例) 災害時における飲料水の提供及び供給に関する協定	〇〇(株)	災害時における飲料水の提供及び供給	2014.〇.〇

3.3.4. 橋梁等の道路施設の応急復旧

〇〇県、四国地方整備局は、救出・救護活動、物資輸送等に必要な緊急輸送路を確保するため、〇〇川、〇〇川に架かる橋梁等の道路施設の応急復旧活動を実施する。

《留意事項》

橋梁等の道路施設の応急復旧計画

市町村及び関係機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合における、橋梁等の道路施設の応急復旧計画を事前に検討・調整する。

橋梁等の道路施設の応急復旧計画においては、橋梁被害の発生を想定して、事前に河川管理者と協議し、被災状況及び橋長に応じた応急復旧工法を定めておく。また、応急復旧工法ごとに必要な資材を算定し、確保しておく。

新たな応急資機材等を配備した場合は、配備機関より復旧工法について周知するとともに、訓練等を通じて関係機関で共有しておく。

課題

橋梁の復旧計画の検討、応急復旧資機材の確保

- 橋梁被害の発生を想定して、事前に河川管理者とで協議し、被災状況及び橋長に応じた応急復旧工法を定めておく必要がある。
- また、応急復旧工法ごとに必要な資材を算定し、確保しておく必要がある。

3.3.5. 堤防仮締め切り及び排水活動

〇〇県、四国地方整備局は、〇〇市内の津波による破堤や救出・救護の支障となる長期的な浸水に備え、排水ポンプ車等の出動体制を整え、必要に応じて排水活動にあたる。

《留意事項》

堤防仮締め切り及び排水活動計画

市町村及び関係機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合における、堤防の破堤や長期的な浸水に備え、堤防仮締め切り及び排水活動計画を事前に検討・調整する。

堤防仮締め切り及び排水計画においては、長期的な浸水の発生が想定される箇所を共有し、仮締め切り箇所及びポンプ車の出動計画を定めておく。

課題

堤防仮締切計画、排水計画の検討

- 各機関は、長期浸水が想定される想定箇所等を共有し、事前に堤防仮締切計画及び排水計画を策定しておく必要がある。

3.4. フェーズ4：発災後1週間～2週間

目 標：	がれきの集積、選別、被災した施設の応急復旧
実施計画：	1. がれき等の一時仮置 2. 堤防等の応急復旧 3. ライフラインの応急復旧

3.4.1. がれき等の一時仮置

〇〇市、〇〇県、四国地方整備局、関係機関は、津波の到来により、〇〇市内に大量のがれき、災害廃棄物〇万トン、津波堆積物〇万トンの発生が予測されることから、道路啓開・航路啓開によって生じるがれき等の災害廃棄物を表 3-17 に示すがれき仮置き場に一時仮置する。

課題

がれき一時保管計画の検討、津波堆積物仮置き場の確保

- 各機関は、一時保管場所ごとの収集区域（どの区域のがれきをどの一時保管場所に置くか）を事前に決めておく必要がある。
- また、各機関は、津波堆積物の仮置き場を事前に決めておく必要がある。
- 災害廃棄物の最終処分に際しては、大量の発生が想定されることから、広域連携し処分することを事前に検討しておく必要がある。

＜留意事項＞**がれき仮置き場**

市町村は、対象地域内のがれき仮置き場候補地を整理し、各機関に情報提供しておく。

がれき仮置き場候補地の整理に際しては、発災後の状況確認に備え、名称、住所、管理者、連絡先電話番号をあわせて整理しておく。

表 3-17 がれき仮置き場候補地

名称	住所	管理者	連絡先（TEL）
例）〇〇市総合公園	〇〇1-1	〇〇市長	XXXX-XX-XXXX

3.4.2. 堤防等の応急復旧

〇〇県は、二次災害・被害拡大防止のため、〇〇川、〇〇川（管理者：〇〇県〇〇事務所）の防御施設の応急復旧活動を実施する。

《留意事項》

堤防等の応急復旧計画

市町村及び関係機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合における、堤防等の応急復旧計画を事前に検討・調整する。

堤防等の応急復旧計画においては、堤防被害の発生を想定して、被災状況に応じた応急復旧工法を定めておく。また、応急復旧工法ごとに必要な資材を算定し、確保しておく。

3.4.3. ライフラインの応急復旧

ライフライン事業者は、被災地復旧作業及び地域生活支援のため、ライフラインの迅速な復旧活動を実施する。

復旧活動は、他の復旧活動の妨げにならない範囲において、公道ならびに河川横断箇所への仮設構造物設置による仮復旧工法を含め迅速な機能回復を優先する。

各機関は、仮設構造物の構築に関する占用許可等の事務手続きの簡素化について事前に決めておく必要がある。

《留意事項》

ライフラインの応急復旧計画

市町村及び関係機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合における、ライフラインの応急復旧計画を事前に検討・調整する。

復旧活動は、他の復旧活動の妨げにならない範囲において、公道ならびに河川横断箇所への仮設構造物設置による仮復旧工法を含め迅速な機能回復を優先するものとする。

ライフラインの応急復旧計画においては、堤防被害の発生を想定して、被災状況に応じた応急復旧工法その他、仮設構造物の構築に関する占用許可等の事務手続きの簡素化についても定めておく。

4. 参考資料

4.1. 参考情報を入手可能なホームページ等

4.1.1. 南海トラフ巨大地震による被害想定、被害様相

南海トラフ巨大地震による被害想定、被害様相は、以下のホームページから入手可能である。

- 内閣府,「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告) ～施設等の被害【被害の様相】～」,2013.3.18
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/pdf/20130318_shiryo2_1.pdf
- 徳島県,「徳島県津波浸水想定公表について」,2012.10.31
<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012121000010/>
- 徳島県,「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)の公表について」,2013.7.31
<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/>
- 徳島県,「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第二次)の公表について」,2013.11.25
<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013112100023/>
- 香川県,「香川県地震・津波被害想定(第一次公表)」,2013.3.31
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/bosai/tunami/1jikouhyou/kendokuji.html>
- 香川県,「香川県地震・津波被害想定(第二次公表)」,2013.8.28
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/bosai/tunami/2jikouhyou/kendokuji.html>
- 愛媛県,「愛媛県地震被害想定調査結果(第一次報告)」,2013.06.10
<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei24.html>
- 愛媛県,「愛媛県地震被害想定調査結果(最終報告)」,2013.12.26
<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>
- 高知県,「【高知県版第1弾】南海トラフの巨大地震による津波浸水予測について」,2012.5.10
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/nannkai.html>
- 高知県,「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測について」,2012.12.10
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/nannkai-3.html>
- 高知県,「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について」,2013.5.15
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/higaisoutei-2013.html>

南海トラフ巨大地震による四国の被害想定を図 4-1 から図 4-7 に示す。

南海トラフの巨大地震 ① 最大震度

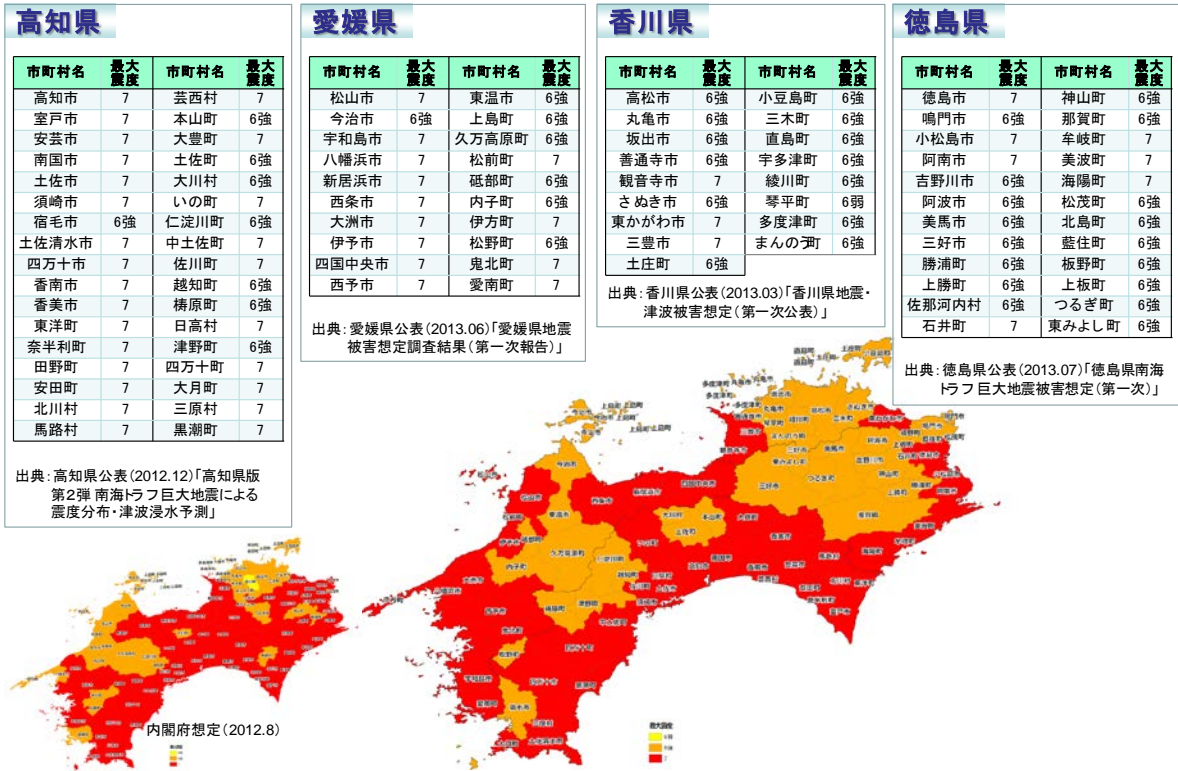


図 4-1 市町村別最大震度

南海トラフの巨大地震 ② 最大津波高



図 4-2 市町村別最大津波高さ

南海トラフの巨大地震 ③ 最大浸水面積(浸水深1cm)

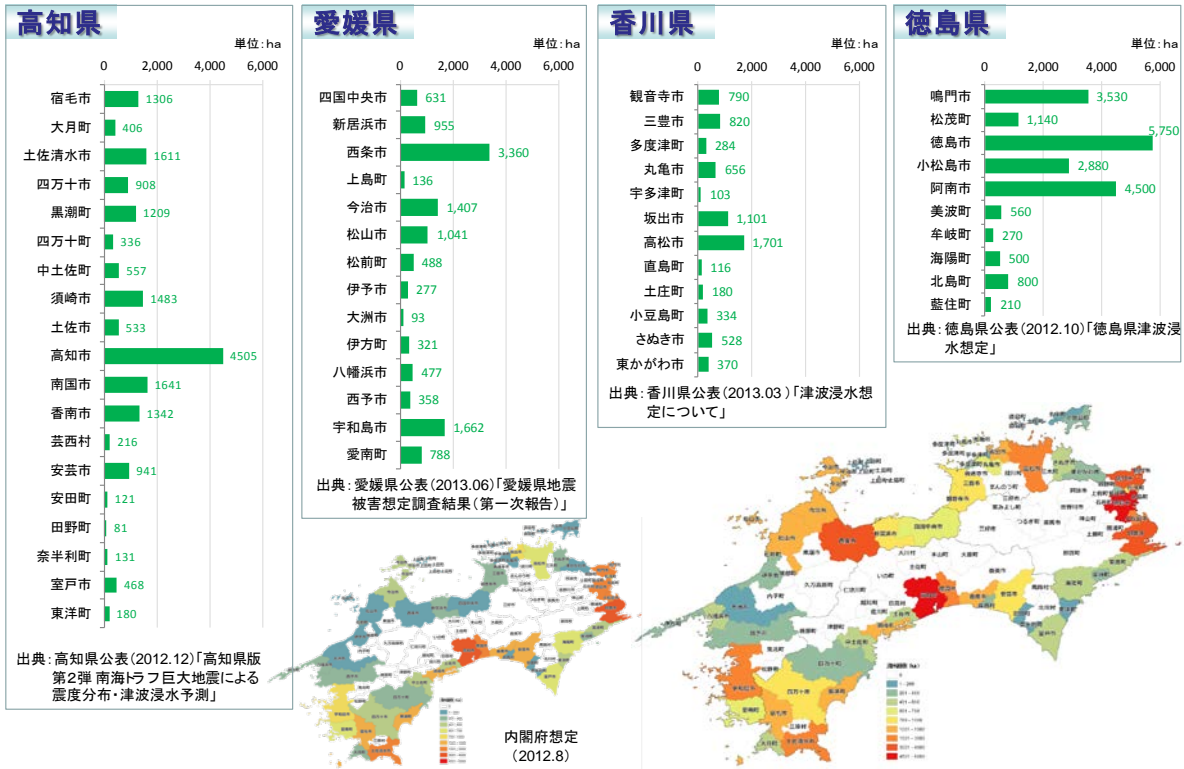


図 4-3 市町村別最大浸水面積 (浸水深 1cm)

南海トラフの巨大地震 ④ 全壊棟数

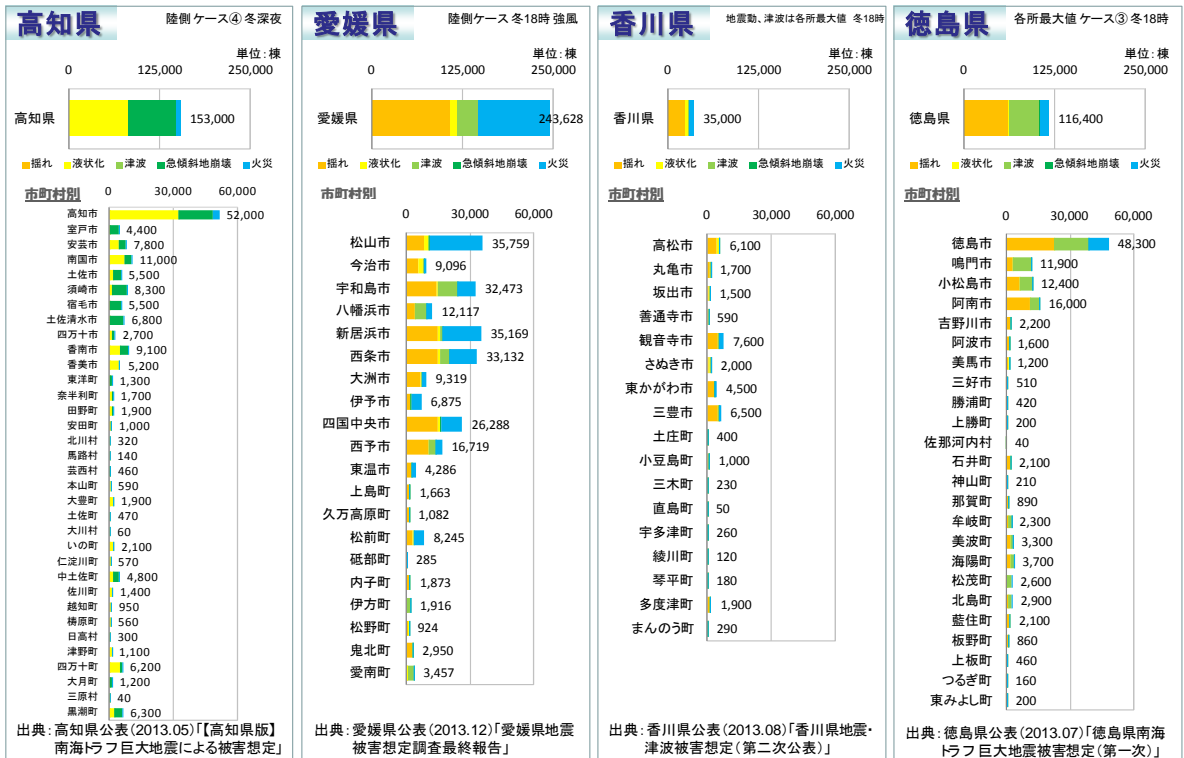


図 4-4 市町村・要因別全壊棟数

南海トラフの巨大地震 ⑤ 死者数



図 4-5 市町村・要因別死者数

南海トラフの巨大地震 ⑥ 負傷者数



図 4-6 市町村・要因別負傷者数

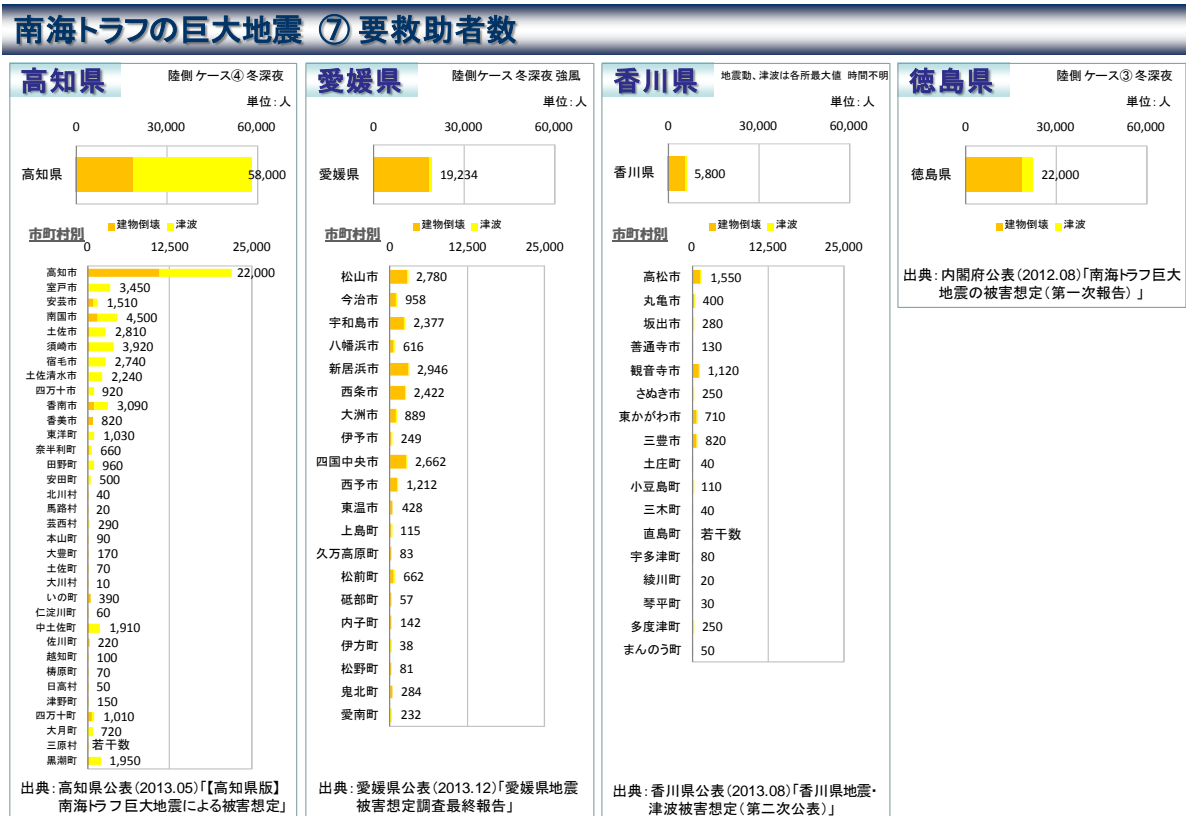


図 4-7 市町村・要因別要救助者数

4.1.2. 災害履歴

四国各地で過去に発生した災害に関する情報は、以下のページで検索することができる。

- 一般社団法人 四国クリエイト協会「四国災害アーカイブス」

<http://www.shikoku-saigai.com/>

4.1.3. 連絡体制表

関係機関の連絡先は、以下のエクセルを参照することができる。

- 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議「メンバー表」

4.1.4. 協力要請可能な建設業者等

四国内の建設業者の連絡先は、以下のデータベースを参照することができる。

- 四国地方整備局 四国技術事務所「応急復旧資機材 DB」

4.1.5. 防災拠点の利用予定

四国内の防災拠点の諸元及び利用予定は、以下のデータベースを参照することができる。

- 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議「防災拠点施設 DB」

4.2. 地域啓開計画マップ（案）の作成方法

地域啓開計画（案）の内容を関係機関が連携して取り組むべき発災後の行動計画として共有するため、地図を活用する。この地図を地域啓開計画マップ（案）と呼ぶこととし、地域啓開計画本ガイドライン案を用いて策定する地域啓開計画マップ（案）の基本的な作成方法を以降に示す。

(1) 仕様の例

- サイズ : A0
- カラー : カラー印刷
- 縮尺 : 各地区において以下の2縮尺を作成する。
 - ①市町村全域が入る範囲
 - ②中心部のみ拡大（1/5000～1/12000程度）

(2) 背景地図の例













地域啓開計画マップ（案）の背景図として活用可能な地図データの例を以下に示す。

- 国土地理院発行 数値地図（地図画像）
<http://www.gsi.go.jp/MAP/CD-ROM/cdrom.htm>
- 国土地理院発行 電子地形図 25000
<http://www.gsi.go.jp/kibanjoho/kibanjoho40030.html>
- 国土地理院発行 地理院地図
<http://portal.cyberjapan.jp>

(3) 掲載情報の例

地域啓開計画マップ（案）に掲載すべき情報と凡例の例を表 4-1 に示す。

表 4-1 地域啓開計画マップ（案）掲載情報

掲載情報	凡例（例）
災害対策本部等	
病院・救護所	
避難生活の拠点	
一次避難所 津波避難ビル	
ヘリポート	
がれき仮置き場候補地	
中核となる防災拠点港	
防災拠点港（港湾）	
防災拠点港（漁港）	
発電所、変電所	
活動拠点	
建設業者	8
資機材保管場所	Z
第1優先啓開ルート	
第2優先啓開ルート	
第3優先啓開ルート	

※：数が多く視認しづらい場合は非表示

第4章

<問い合わせ先>

国土交通省四国地方整備局 企画部 防災課
〒760-8556 香川県高松市サンポート3番 33号
TEL：(087)851-8061（代）